



令和6年度

津市人権講演会&市民とつくる人権ネットワークの集い

問い合わせ 人権課 ☎229-3165 FAX229-3366

2/1 土 13:00~16:00 津リージョンプラザお城ホール

内容 ※手話通訳あり

第1部(13時~13時45分)

人権ポスター・人権標語の表彰

第2部(13時50分~14時20分)

子どもの居場所づくりとして子ども食堂の運営に携わっている「けいわっこカレー食堂」実行委員会による活動報告

第3部(14時30分~16時)

玉本英子さん(ジャーナリスト)による講演「戦時下の子どもと女性たち~中東、ウクライナの取材映像から~」



玉本 英子

アジアプレス所属。イラク・シリア・アフガニスタンなどの中東地域やウクライナで現地取材し、テレビの報道番組や講演会で紛争地の様子を伝えている。



令和7年度から適用

税制改正により住宅ローン控除を拡充

問い合わせ 市民税課 ☎229-3130 FAX229-3331

住宅ローン控除は、住宅ローンで住宅を購入した人の税負担を軽減するための制度です。令和6年度税制改正により、所得税における住宅ローン控除が拡充され、令和7年度の個人住民税(市民税・県民税)から適用されます。住宅ローン控除の適用条件等については、国土交通省ホームページをご確認ください。



①子育て世帯等*1における借入限度額の維持

子育て世帯・若者夫婦世帯(以下、子育て世帯等)が、認定住宅等*2の新築もしくは建築後使用されたことのないものの取得または買取再販認定住宅等*3の取得をして、令和6年中に入居する場合、一定の上乗せ措置を講ずることで、令和4・5年に入居した時の住宅ローン控除の借入限度額(所得税からローン控除が受けられる上限金額)が維持されます。

なお、所得税額から控除しきれない額について

は、改正前と同じ控除限度額の範囲内で、翌年の個人住民税額から控除されます。

- ※1 19歳未満の子を有する世帯または夫婦のいずれかが40歳未満の世帯
- ※2 認定長期優良住宅・認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅および省エネ基準適合住宅
- ※3 不動産業者が中古住宅を買い取り、リフォーム・リノベーションを済ませて再販する中古住宅のうち、※2に該当するもの

改正前(令和6・7年入居)

	住宅の環境性能等	借入限度額
新築・買取再販住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	3,000万円

改正後(令和6年入居)

	住宅の環境性能等	借入限度額	
新築・買取再販住宅	認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	子育て世帯等	5,000万円*4
		その他の世帯	4,500万円
	ZEH水準省エネ住宅	子育て世帯等	4,500万円*4
		その他の世帯	3,500万円
	省エネ基準適合住宅	子育て世帯等	4,000万円*4
		その他の世帯	3,000万円

※4 令和4・5年入居時と同額

②新築住宅の床面積要件を緩和する措置の延長

新築住宅の床面積要件を40㎡以上に緩和する措置について、合計所得金額が1,000万円以下の人に限り、建築確認の期限が令和6年12月31日まで延長されます。